○外務省告示第三百八十五号

平成二十四年十二月十日にマプトで、イレーク アンバ間道路橋梁（りょう）整備計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　イレークアンバ間道路橋梁（りょう）整備計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与額　一億三千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年六月三十日まで

4　署名者

日　本　側　橋本栄治在モザンビーク大使

モザンビーク側　エドゥアルド・コローマ外務協力副大臣

平成二十四年十二月二十五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百八十六号

平成二十四年十二月十日にマプトで、ナカラ港緊急改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ナカラ港緊急改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十六億六千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　橋本栄治在モザンビーク大使

モザンビーク側　エドゥアルド・コローマ外務協力副大臣

平成二十四年十二月二十五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百八十七号

平成二十四年十二月十一日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億六千四百万円

3　署名者

日　本　側　高橋博史在アフガニスタン大使

国際連合児童基金側　ピーター・クローリー在アフガニスタン事務所代表

平成二十四年十二月二十五日

外務大臣　玄葉光一郎

○文部科学省告示第百七十三号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第二号イ、ロ及びハの規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十二月二十五日

文部科学大臣　田中眞紀子

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一エスコーラ・パラレロ各種学校の項の次に次のように加える。

伯人学校イーエーエス太田	群馬県	高等課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
別表第二サンモール　インターナショナル　スクールの項の次に次のように加える。		
ホライゾンジャパンインターナショナルスクール	神奈川県	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。

別表第二京都インターナショナルユニバーシティーの項の次に次のように加える。

同志社国際学院国際部	京都府	ハイスクール課程の第三学年及び第四学年の課程に限る。

別表第三ホライゾンジャパンインターナショナルスクールの項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第二同志社国際学院国際部の項の改正規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第五百九十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十五日

厚生労働大臣　三井　辨雄

第八号中(942)を(949)とし、(935)から(941)までを(942)から(948)までとし、(934)を(940)とし、その次に次のように加える。

(941)　ロチゴチン

第八号中(933)を(939)とし、(922)から(932)までを(928)から(938)までとし、(921)を(926)とし、その次に次のように加える。

(927)　レボカルニチン

第八号中(920)を(925)とし、(662)から(919)までを(667)から(924)までとし、(661)を(664)とし、その次に次のように加える。

(665)　フェキソフェナジン塩酸塩・塩酸プソイドエフェドリン

(666)　フェソテロジン

第八号中(660)を(663)とし、(483)から(659)までを(486)から(662)までとし、(482)を(484)とし、その次に次のように加える。

(485)　テトラベナジン

第八号中(481)を(483)とし、(171)から(480)までを(173)から(482)までとし、(170)を削り、(169)を(172)とし、(168)を(171)とし、(167)を(169)とし、その次に次のように加える。

(170)　塩化カリウム・塩化ナトリウム・無水硫酸ナトリウム・マクロゴール四〇〇〇・アスコルビン酸・L―アスコルビン酸ナトリウム

第八号中(166)を(168)とし、(37)から(165)までを(39)から(167)までとし、(36)を(37)とし、その次に次のように加える。

(38)　アピキサバン

第八号中(35)を(36)とし、(31)から(34)までを(32)から(35)までとし、(30)の次に次のように加える。

(31)　アトバコン・プログアニル塩酸塩